

Title	市場機構による最小国家生成について
Sub Title	On the emergence of the minimal state through the unconcerted market behaviour of individuals
Author	田中, 宏(Tanaka, Hiroshi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1982
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.55, No.1 (1982. 1) ,p.1- 21
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19820115-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

市場機構による最小国家生成について

田 中 宏

問題の所在と分析視角

国家の役割はどうあるべきか。この問題についてはいろいろな見解があることは周知のところである。一方においては国民の福祉向上の名の下に国家の役割を拡大し、富や所得の分配の「公正」をはかろうとする一派がある。その主張の意味するところは国家による各種の統制の網の目である。他方において国家の役割を極小化し、いわゆる夜警国家をよしとする一派がある。そしてこれらの中間にいろいろニュアンスを異にする各主張が存するであろう。

これらのいくつかの見解のうち、いずれを是とし、いずれを非とするか。そしてその論拠は何か。これらの問題を明らかにすることが筆者の関心事であるが、そのための第一歩として国家の役割を最小限に止めようとする見解のひとつであるノージックの所論⁽¹⁾を検討しようとおもう。ノージックといえは、その Entitlement Theory が著名であり、この理論についての論争は数多くある。しかし最小国家についての論評は余り多くないのが現状である。しかるに前者の理論は後者の問題解

明のための一論点にすぎない。このようなことから最小国家の問題を論ずることは無価値ではないとおもう。

ノージックの主張は次のふたつの命題に要約されると考えられる。⁽²⁾第一命題は最小国家が最も望ましいというものである。これはある評価基準から判断するという意味でノーマティブな性格をもつ。彼の議論の運び方は次の如きものである。まず最小国家が最適であることをいうためには、国家のない状態すなわちアナーキーに比し最小国家の方が望ましいことを申し述べなくてはならない。さらに国家といつてもその役割の程度はさまざまであるから、その中で役割の最小な国家——最小国家がより望ましいことを説明しなくてはならない。逆にこの手続きが手落ちなく行われれば命題が定立されるのである。第二命題は、かりに最小国家が最適であるとしても最小国家そのものがどのようなプロセスをへて形成されてくるのか、というものである。この問題はふたつにわけられる。すなわちアナーキーから最小国家へどのように事態が移動するかという問題と最小国家ならざる国家——拡大国家から最小国家へといかにして移行するかという問題である。この後者の問題についてはいささかその重要性について疑念が生ずるであろう。というのは拡大国家から最小国家へというのではなく逆に最小国家から拡大国家への動きの方がドミナントではないかとおもわれるからである。ノージックもこの点を容認しているようであるが、何分にも問題が大きいのでこの問題の検討は別の機会にまわしたい。

この二命題の定立のためにノージックの用いた説明は「見えざる手の説明」(The invisible hand explanation)⁽³⁾というものである。これは、各人は自利の追求を至上のものとし、その個々別々の行動が何らかのメカニズムによつて合成化されると、そこに結果として最小国家が成立するというものである。個々の主体の脳裡には社会全体の利害に対する配慮はなく、したがつて他をも自らをもともに利する最小国家を意図してデザインするというグローバルな視点はない。これは社会契約論的説明と対照的な説明方法⁽⁴⁾であり、この方法をとるところがノージックの議論の特徴である。

われわれは上記二命題のうちとくに後者の第二命題、すなわち最小国家はアナーキーの状態からいくつかの段階をへて自

動的に達成されるという命題の検討に重点をおきたいとおもう。⁽⁵⁾ というのは、ノージックのこの第二命題についての論証は、いささか断片的であり、当然あるべきはずの理路の一環が欠如している不完全なものであるからである。これらの欠点を補修し一貫した理路を構成すること、その上でそれを内在的に批判すること、これが本稿の目的である。⁽⁶⁾ この問題を解明するにあたって、われわれは公共経済学で用いる公共財あるいは集合財の概念を中核にすえてみたいとおもう。それはゲームの理論では「囚人のディレンマ」として表現されるものである。

以下第一節においてノージックの所論の要点を示し、第二節でその部分的補修をする。第三節ではノージックの所論と対照的立場である社会契約論を「囚人のディレンマ」の概念を用いて説明し、それとの対比においてノージックの説明の特徴を明らかにする。第四節ではノージックの主張の内在的批判を試みる。

(1) Robert Nozick, *Anarchy, State and Utopia*. Basic Books, 1974. Part I (ch 1~ch 6.)

(2) ノージック自身はこのような区分はしていない。

(3) Nozick, op. cit., pp. 18—22. 国家をこのような方法で説明すべきだと主張したのはカール・メンガーが最初である。Carl Menger, *Untersuchungen über die Methode der Socialwissenschaften und der Politischen Oekonomie insbesondere*, Leipzig 1883. Drittes Buch, ch. 2, SS. 179—180. カール・メンガー『経済学の方法に関する研究』(岩波)昭和三十年。第三編第三章。二二四頁—二二五頁。

(4) ノージック自身は社会契約論を自己の方法と対照的なものとして明示していない。しかし彼が依拠しているハイエクの著作にはそれが対照的なものと取扱われている。F. A. Hayek, "The Legal and Political Philosophy of David Hume," in his *Studies in Philosophy, Politics and Economics*. Routledge & Kegan Paul 1967. pp. 106—121 especially pp. 106—107. また同書所収の同著者の論文 "The Results of Human Action but not of Human Design," Hayek op. cit., pp. 96—105 を参照のこと。

(5) 筆者は以前「代議制民主主義と情報のコスト」(法学研究五十三巻九号)において次のように述べたことがある。「シュムペーター、ダウンズによる競争的民主主義論は市場のメカニズムのアナログともいうべきもので、それなりの説得力をもつ。それは公益よりも私利追求の道具として政府を考えている。しかしながら公益の追求——生命、自由、財産を確保するためのルールの設定と実施——という政府の最小限の役割は厳として存在すると考えるべきである。政府の役割がこの最小限の領域を越えて拡大すれば政府が私利利益助長のために使用されるに至るのであるが、古典的民主主義論は前者の、政府の最小限の役割に焦点をあてたものであり、シュムペーター、ダウンズの説は後者の、最小限の領域を越えた政府の役割に注目したものと解せられる……中略」。公益を追求するものとしての政府の最小限の役割を明確にすることがここでの課題にほかならない。

(6) 前掲拙稿および拙稿「競争的民主主義における機能不全について」(法学研究五十四巻六号)においてオルソンのグループの理論について検討を加えた。本稿で用いる分析用具もそこで得られた結果のスペシャル・ケースである。

第一節

(一) 最小国家こそ最適であるとのノージックの第一命題について説明する。まず最小国家とは国家として最小限の役割のみをもつもので、その最小限の役割とは、

- (i) 武力を独占的に行使用すること(the monopoly over the use of force)。
(ii) 領域内のすべての住人の生命、自由、財産を保護すること。

である。⁽¹⁾もとより(i)は(ii)の目的を達成するための手段であり、しかもこれ以外の目的に使用されない。つまり法と秩序(Law & Order)の確保を唯一無二の目的とする国家である。これに対し、この目的に加えて所得やその蓄積である富の再分配をはかることをもその役割とする国家を拡大国家(extensive states)とよんでいる。⁽²⁾つまり貧しい人々に対し富める人々から所得や富を強制的に無報酬で取上げて附与することを目的のひとつとしている国家である。これは後に明らかにするよう
にノージックの攻撃対象とする国家の役割である。

では最適というときの基準は何であろうか。それはノージックがジョン・ロックの自然状態をもつてアナーキーの中でも最良としてるところから看取される。それは大要次のとおりである。自然状態の下では個人は自由に他人の許可を求めずに、また他人の意向によることもなく自分が適当と判断するとき自らの行為を規定し、かつ自分の所有物ならびに身体を処分しうる。そしてこれらの権利を侵す者に対しては個人が自衛の手段を講じてもよく、かつその侵害を防止する程度に見合った罰を科す権利がある。またその侵害による損失に見合うだけの賠償を求めて然るべきであるというものである。⁽³⁾つまり個人の生命、自由、財産という権利の不可侵なこと、それが侵害されたら侵害者に対する被害者個人の側からする処罰と

その許容限度および賠償の必要とその限度について規定しているのである。この種の原状回復の権利がほかならぬ個人に認められていること、つまり private enforcement of justice が認められていることが重要である。これらの事項が充足されていることがノージックのいう良い状態の基準である。そしてこれらの事項を侵さない行為ならば、どのようなものであれその行為を morally permissible とよんでいる。⁽⁴⁾ この自然権を守るのがほかならぬ国家であり、そして国家はこの役割以上のものであつてはならないというのである。これが第一命題の意味していることである。

この命題の証明のためには最小国家とそれ以外の状態とではどちらが先の基準に照らして望ましいかを明らかにしなくてはならない。以下順を追つて各段階の特質を説明しよう。

まずロック流の自然状態について。この状態の下では先に述べた自然権の尊重なるものが各自の倫理的要請に止まつているのであつて現実には人々は自利の追求にあげられている。⁽⁵⁾ そして生存手段の相対的稀少性は人々の間に利害の対立をもたらす。このために往々にして各人間に権利の侵害が生ずる。この侵害を人々は過大に評価する傾向があり、そのために加害者に対し過剰な処罰をしたり過大な賠償を取立てようとする。するとかつての加害者は転じて被害者になり、その立場からまた過剰な反応をする。このようにして個人間の争いは拡大再生産されるようになる。また各人間には力の格差が存するものが常であつて力の弱い者が被害をこうむつた場合にはその原状回復を目指して力の強い加害者を自らの力で罰したり賠償を求めたりすることはできない。⁽⁶⁾ これがロック流の自然状態である。

次は数多くの保護サーヴィス提供企業 (numerous protective agencies) について。これは自然権を保護するためのサーヴィスを商品として販売する企業が数多く存在している状態である。人々は保護サーヴィスを料金を出して手に入れる。そして自分の生命、自由、財産を守つてもらふのである。この権利が他の人々によつて侵害されるならば、それらの人々が同一企業

の顧客であれ、他企業の顧客であれ、あるいは独立人 (independents) つまり非顧客 (nonclients) であれ、それらの人々に対する補償の取立てや罰を科すことは被害者本人の手によるのではなく企業が代理として行なうものである。なおこのケースでは保護サービスを購入しない独立人が存在すると仮定する。

次は独占的企業 (the dominant protective agency) について。ここでは単一の企業が支配的となる。ただしここにおいて支配的というのは企業として他に対抗馬がないという意味であつて、この企業の顧客以外にも独立人として private enforcerment of justice を行使する人々が存在する。この状態の下では先述の (i) と (ii) の条件はともに満たされていない。

超最小国家 (the ultraminimal state)。これは独占企業が先述の (i) の条件、つまり武力の独占的行使をなすという条件を有する場合である。ただしこの場合にも低所得のために止むを得ず独立人として止まる人々が少数存在する。

以上を要約すると次のようになる。

- [1] ロック流の自然状態
- [2] 数多くの保護企業
- [3] 独占的保護企業
- [4] 超最小国家…… (i) の条件のみ満たす。
- [5] 最小国家…… (i) および (ii) の条件を満たす。
- [6] 拡大国家

第一命題を証明するには [1] ~ [4] および [6] が先述の評価基準に照らして [5] よりも望ましくないことをいえばよい。 [1] ~ [4] はともに闘争状況が皆無ではないから自然権の侵害は生ずるのであつて、この点で [5] の状況には及ばないことは明らかである。問題は [1] ~ [4] 相互間での評価順位はどうなるかということである。この点についてノージックは触れていないが、一応

考察してみる価値がある。

まず[1]〔2〕の比較からはじめよう。両者ともに闘争状態は存在し自然権の侵害はなくならない。ただ[2]は個人間の闘争がグループ間のそれに移行した点がことなつてゐる。企業の顧客についていえば、闘争の相手の数が減少し自己の属する企業という組織の武力による保護という点で状況はベターになつてゐる。独立人として終始する人については独立人同志の間での闘争は以前と同じではあるが、組織としての保護企業というより強力な対手を迎えるという点で状況は悪化すると考えられる。したがつて全体として状況が良好したとも悪化したとも断定はできない。これと同じことは[3]と[4]についてもいえる。ただ企業の顧客の状況はますますベターになり、独立人のそれはワース・オフになることは明らかである。特に[4]において両者の状況の格差は最大になる。まず[3]について。この場合には独占的保護企業のみが存在するから、その顧客の状況はベターになる。他方独立人はより強大な武力を有する企業の台頭で状況は悪化する。[4]についてみると、企業の顧客は闘争の対手は依然あるものの（独立人のこと）、その対手の武力行使は不可能となるのであるから状況はベターになる。他方独立人は、private enforcement of justice が不可能になるから状況はさらに悪化する。

なお念のために状況が全体としてベターになつてゐるというのは領域内の全員の状況がベターになつてゐるか、あるいは一部の者のそれがベターになり、他の者のそれが不変であるという場合に限られる。一部の者の状況がベターになり、他の者のそれがワース・オフになる場合、その差し引きを考えて結論を下したくなるが、これは個人間の効用比較というありうべからざることを前提としなくてはならないから基準とはなしえない点に注意しておこう。

最後に最小国家が拡大国家よりまなせ望ましいかについて考察しよう。ノージックによれば各個人にはロックのいう自然権なるものがある。正当な手続き、たとえば自らの労働によつて得た所得や富は当の個人がそれを保有したり自分の意のままに処分することは正当とされる。そしてその種の権利を有する者は当の個人のみというのが彼の主張である。とすれば国

家の手による富者から貧者への所得や富の移転なるものは自然権の侵害にほかならない。本来この権利の侵害に対して補償がなされてしかるべきであるが、所得や富の移転——再分配には定義上補償行為は含まれない。かくて再分配を本旨とする拡大国家なるものは望ましくないという結論が得られるのである。⁽⁸⁾

以上を要するに自己の生命、自由、財産を擁護することは正当であるとされるのであるが、その擁護のための武力行使の主体が[1]↓[4]になるにつれて個人から多数の集団へ、多数の集団から除々にその数が減少して単一の集団へと推移していく。つまり武力保有の分布が変化していく。しかしあくまで武力行使の範囲は自然権保護というところに限定される。しかるに拡大国家はこのような武力行使の場をこの限定された事項以外に拡大しようとするのである。換言すれば最小国家の有する権利はもしそれを分解するならば、すべて自然状態において個人が保有していたものに分解しつくされてしまう。⁽⁹⁾しかるに拡大国家の有する権利をかりに分解するならば自然状態における個人の自然権に還元しつくされない残余——新たな権利が存する。この新たな権利あるいは権限は本来個人の有する自然権を侵害するのである。

(1) Nozick, op. cit., pp. 22—25.

(2) ノージックは The classical liberal state は所得の再配分をその役割としていっているとみている。この叙述からこれは最小国家とはことなることが知られる。Nozick, op. cit., p. 27.

(3) John Locke, Two Treatises of Government, ed. by P. Laslett (1960). Cambridge University press. The Second Treatise ch. II — pp. 287—300.

(4) Nozick, op. cit., p. 10, p. 52.

(5) もしノージックのいうように人々が倫理的要請にもとづいて行動するならば、ロック流のアナーキーが最適となつてしまふ国家の存在理由はなくなる。たとへばノージックは自らの問題提起を無意味なものと見ていこう。Nozick, op. cit., p. 119. せよ G. Sampson, "Liberalism and Nozick's Minimal State," Mind, January 1978, p. 96.

(6) Nozick, op. cit., pp. 11—12.

(7) *ibid.*, pp. 150—153.

(8) もとよりこの自然権の想定ではなく代りに各個人間の契約をもつて所得や富の再分配の正当化の根拠とするジョン・ロールズの考え方もある。それによると各個人は無知のヴェールにつつまれているのであつて、その不確実性に対処するにあつて、考えられる最悪の事態に自らを置いてみる。その場合に少なくともこれだけの欲求は満たしたいという各人の一致した願いがあるならば、そこで各個人間に一種の保険契約が結ばれる。その契約内容のひとつが不平等是正ということであるが、これには例外があるのであつて不平等が是認せられるのは、もつとも不利な状況にある個人の利益を増進する場合に限られる(格差原理)と云ふことである。John Rawls, "Justice as Fairness," *Philosophical Review*, April 1958, "Distributive Justice," in P. Laslett and W. G. Runciman, (eds), *Philosophy, Politics and Society*, Series III. Basil Blackwell 1967. しかしこの考え方は個人の資源や能力およびそれらから生み出された生産物なるものは結果として社会の共有資産(Collective Assets)を意味することになるとノージックは評している。Nozick, *op. cit.*, pp. 228—231.

(9) Nozick, *op. cit.*, p. 89.

(二) 第二命題に話を移そう。アナキーから自動的に最小国家が導出されるというのがその内容である。それはどのようなメカニズムによるのであろうか。

まず①のロック流の自然状態においては先述のとおり人々はたがい闘争状態にある。そこでは自分の生命、自由、財産の保全のためにまずアソシエーションをつくつて相互防衛をはかるであらう。これはふたつの点で有利である。第一はアソシエーションに参加した者の間に和平が生ずること。第二は結束は力であるという事実からして第三者に対し力の行使の面で有利になるということ、この二点である。このアソシエーションにおいてそのメンバーは互に不可侵であり、メンバー間の紛争の解決にはメンバー全員があたり、当の個々のメンバーによる私的な力の行使はしないという契約をとりかわす。もとよりこのアソシエーションへの参加や脱退は自由である。

さてこのアソシエーションにおいて皆が同等の役割をはたすことが期待されているが、これにあてる人々の労力や時間ほどできるだけ切りつめることが要請される。というのは人々は他の活動、たとえば日々の生活の糧を得るための活動をなさない

くはならないからである。その結果メンバーの中で腕力や戦略的頭脳に相対的に秀でている者がこの種の安全確保のための業務に専門化するようになる。換言すればこれらの人々は生命、自由、財産のための保護サーヴィスを販売する企業へと転化する。他のメンバーはこの企業から保護サーヴィスを購入する。つまり顧客になるわけである。かくて数多くの保護サーヴィス提供企業が生ずるのである。⁽²⁾

さてこれらの企業は相互に競合状態にある。良質な保護サーヴィスを低廉な価格で提供しようとして互に研を削るわけである。この競争の結果勝者のみが生き残ることになる。この勝者である企業が独占企業である。⁽³⁾もちろん淘汰のプロセスはこのように単純なものではない。たとえばふたつの力量互格の企業が残つたとすると、勝敗は容易につかないため両者の間で第三者に調停を依頼し、それにすべて権限を委ね、その裁定を無条件で受け容れる。つまりこの第三者が独占企業であるかのように考えることができる。⁽⁴⁾もとよりこの点は問題のあるところであるが、この点の究明は後にまわす。

さて独占企業は国家ではない。保護サーヴィス提供企業としては単一ではあるが、他に数多くの独立人が存在するから、この企業の独占的な武力行使はありえず、またすべての住人に等しく保護サーヴィスを提供することもない。つまり保護サーヴィスを当の企業が提供する対象は顧客に限られているからである。

ではこの独占企業がどのようなメカニズムで超最小国家へと転化するものであろうか。この点についてノージックは少しも論じていない。理路の一部が欠如しているというのはこの点をいうのである。この点の補修は後の節で論ずることにして先へ進もう。

超最小国家からいかにして最小国家が生ずるか。まず超最小国家の段階でも独立人はいるのであって、彼等は保護サーヴィスを望んではいないが、その所得が低いためにそれを購入できない人々である。ここにいう独立人の数は少なく、そのために自らの武力行使ができないと規定されている。もつともどれだけ独立人が少数になつたなら武力行使が出来なくなるかと

いう点についてはノージックは少しも述べていない。さて超最小国家は独立人が原状回復のために武力行使するのを禁じてい、これは彼等の自然権を侵害しているのであるから、その分の補償がなされなくてはならない。そこで超最小国家の側からその独立人に対し顧客に対するのと同じ保護サービスを只で提供する⁽⁵⁾。その際その負担をする者は既に顧客になつている人々である。顧客にとつては独立人の *private enforcement of justice* は危険であるから、それを止めてくれれば負担をしても全体として差し引き自己の利益になるから自ら進んで負担に応ずる。かくして独立人はすべて超最小国家の中にくみ込まれるから、そこに最小国家が成立するというのである。以上が第二命題についてのノージックの論述である。

- (1) Nozick, *op. cit.*, p. 12.
- (2) *ibid.*, p. 13.
- (3) *ibid.*, pp. 15—16.
- (4) *ibid.*, p. 17.
- (5) *ibid.*, pp. 110—111.

第二節

前節で述べたようにノージックの第二命題の論証の一部に欠落があつた。それは独占企業から超最小国家が生ずるメカニズムにかかわるものである。以下では彼のロジックから推せば、かくなるであろうと予想されるひとつのありうべきモデルを提供しよう。

ノージックは「見えざる手」の説明を採用しているのであるから、こう考えたらよい。まず独占企業が小規模なものであるとする。ここに小規模とは非顧客である独立人が多数あり、そのために独占企業が武力行使の面で独占的地位を占めることができないというほどの意味である。換言すれば独立人の原状回復のための私的武力行使を完全になくしえないというものである。もとよりここでは独立人同志、独立人と独占企業間にはともに潜在的闘争状態がある。さてこの独占企業は結合

体であるから個々の独立人に対して武力の面で有利である。つまり人は独立人として保護サービスを自給自足するよりも独占企業の保護サービスを購入する方が効果対費用の点からいつて有利である。すると各独立人は独立人たることを止めて独占企業の顧客になる方を選択する。このようにして企業の顧客は拡大する。この拡大の動きはますます加速される。というのは顧客の数が大となることは企業の規模が大となることを意味する。つまり力の拡大になる。⁽¹⁾ 独立人と顧客は潜在的にも顕在的にも相対立するものであつて、しかもこの両者の力関係は相対的なものである。つまり一方が有利になれば他方が不利になるからである。独立人たらしめることは企業の顧客が大になるにつれますます不利になるのである。このようにして独占企業の顧客は拡大し、ついには保護サービス⁽²⁾の対価を支払えない個人のみが独立人として残ることになる。このように取引は企業と個々の独立人との相対(Bilateral)のものであるから、そこには他者への配慮は一切ない。また社会契約論にみるような全員一致の合意(unanimous agreement)なるものは必要ない。⁽²⁾ もつぱら各主体の自利の追求があるのみである。これが見えざる手の説明のひとつのモデルである。

このようにして独占的保護企業の力が支配的になれば残る少数の独立人に対し強制力を揮うことができる。つまり独立人の個人の手による private enforcement of justice の権利を禁止できる力をもつのである。ここに力の行使の面での独占が生ずるのである。なお独立人の間で結束して独占企業に対抗することも考えられるが、これは private enforcement of justice の権利保持と両立しないから、この種の結託の可能性は考える必要はない。

(1) Nozick, op. cit., p. 13. *In* Union there is strength. という言葉を参照のこと。

(2) ノーシックは義務の必要性を論じている個所で consent to cooperate の必要なることを述べている。もしそれが unanimous consent を意味するならば、それは「見えざる手の説明」とはごえなく。Nozick, op. cit., p. 95. Thomas Nagel, "Liberalism without Foundations," *The Yale Law Journal*, Vol. 85: 136, 1975. p. 139 の脚注(4)を参照。

第三節

本節ではノージックの議論の特徴を明らかにするために、それと対照的立場にある社会契約にもとづく国家の生成の議論⁽¹⁾を述べる。

n 人からなる人々の集合を考える。各人は等しく自利を優先的に追求するものとし、さらに人々の欲求に比してその生存のための手段は不足しているとしよう。すると各人の間での生存手段をめぐつての対立が生ずる。さてこの n 人の中の任意の個人 i ($i=1, 2, 3, \dots, n$) について次のように考える。自分を除く他者との間にある闘争状態を終結すべきかどうかと。すなわち矛を納めるか否かというふたつの選択肢を i は有しているのである。他者を (\bar{i}) 人と表現すると、 i につて予想される事態は次の四つのケースである。

- (i) i は矛を納めず、他方 (\bar{i}) 人は矛を納める。
- (ii) i も (\bar{i}) 人も矛を納める。
- (iii) i も (\bar{i}) 人も矛を納めない。
- (iv) i は矛をおさめ、(\bar{i}) 人は矛を納めない。

i にとつての四つのケースに対する評価の順位は (i) (ii) (iii) である。 i は任意の個人であるから、このことは全員にひとしくあてはまる。このことを念頭において i と (\bar{i}) 人との利得行列をつくつてみる。(\bar{i}) 人の代表として j ($j=1, 2, \dots, n, \bar{i}$) を考えておく。便宜上矛を納めることを yes、それに反対のことを no で示すことにする。

いま (a, b) と書いたのは、 i が矛を納めず、 j が矛を納めたとき、 i の利得が a で、 j の利得は b であるということを示す。前者の (a, b) は i に j が矛を納め、 j が納めないときの i の利得 a と j の利得 b の組合せを示す。前者の (a, b) は i に

		<i>j</i>	
		yes	no
<i>i</i>	yes	(β, β)	(δ, α)
	no	(α, δ)	(γ, γ)

$\alpha > \beta > \gamma > \delta$
(*i*の利得, *j*の利得)

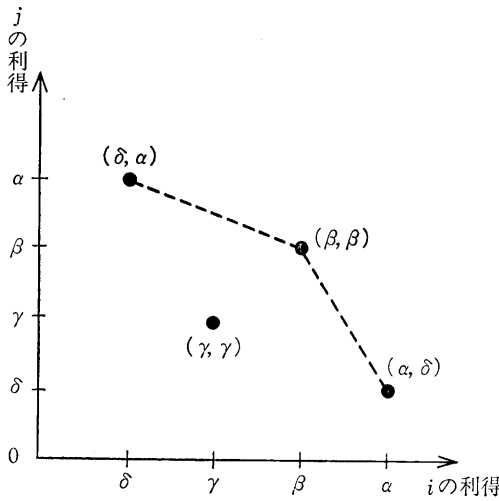
とつてはもつとも望ましく、*j*にとつては最も望ましくない状況であり、後者 (α, δ) は逆に *i*にとつて最も望ましくなく、*j*にとつては最も望ましい状況を示す。

さて *i* のとる戦略はどういうものか。もし *j* が矛を納める戦略をとるとすると、矛を納めたときの *i* の利得は β 、矛を納めないときの *i* の利得は α であるから、当然後者の戦略を *i* は採用する。*j* が矛を納めない戦略をとる場合には、*i* の利得は矛を納めたとき δ 、矛を納めないときは γ であるから、やはり後者の戦略をとる。つまりいずれにせよ矛を納めない戦略をとる。今度は *j* の戦略についてであるが、これは *i* と *j* の立場を入れ替えてみればよい。結論は *i* の戦略の如何にかかわらず、*j* は矛を納めないという戦略をとる。かくて闘争状態は永続し、各人の利得はそれぞれ γ である。しかるにもし各人が同時に平和の状態 (β, β) に到達できる。にもかかわらず個々の主体にその種の誘因がない。このように個々の主体の利己的行動によつて社会全体にとつて未だに改善の余地のある状態 (α, δ) に落ち込んでしまうことを囚人のディレンマという。これは「見えざる手」のメカニズムの立脚している状況とまことに対照的な状況である。これを図解すると左図の如くなる。

主体にとつて利得の最大化は唯一の目的であるから、各主体の利得の組合せの位置が東北方へ移動すれば、それは社会全体にとつて状況がベターになることを表わす。 (α, δ) から (β, β) への移行はそれである。が各主体にそのインセンティブがなく (γ, γ) という非パレート最適点に落ち込んでしまう。これが囚人のディレンマであるが、「見えざる手」のメカニズ

ムの想定している状況は、各主体が自利の追求のみをしても何らかのメカニズムによって (β, β) というパレート最適の状況に到達するというものである。

さて社会契約論は四人のディレンマを前提とする。各人が和平の確保された状況 (β, β) に到るには各人が互に同時に矛を納めるといふルールを設定し、それを遵守しなくてはならない。かくて契約の必要性が生ずるのであるが、かりにその契約が結ばれても状況は相変らず四人のディレンマのそれであるから、いつ裏切りが出ても不思議ではない。そこで契約を有効ならしめるに各人に対し契約を破つた者に対しそれが高くつくことを明確にしなくてはならない。つまり罰を科す必要が生ずる。罰を科すには武力が必要であり、そのために各人の有する武力を放棄せしめ、それらを第三のエージェントに附与



する。ここにエージェントは武力の独占者となり、強制力行使の基盤を得る。この基盤を与えるのと引換えに人々は各自の生命、自由、財産の保全のためのサーヴィスを只で得ることが条件とされなくてはならない。かかるエージェントが国家とよばれるのである。これはノージックの「見えざる手」のメカニズムとはことなつて、人為的につまり「見える手」によつて、しかも社会全体の利益確保の必要性という各主体のグローバルな視点によつて、 $(\gamma, \gamma) \rightarrow (\beta, \beta)$ の動きが生ずるとみるわけである。

このような見解の相違は保護サーヴィスをどう見るかに依存する。社会契約論の論者からすれば、保護サーヴィスはいわゆる公共財あるは集合財とみる。⁽³⁾つまり費用を分担しない者でも分担した者と同じ

ようにそのサーヴィスを享受できると考えるのである。他方ノージックにおいては、保護サーヴィスは私的財、つまり費用を分担しない者には享受できないという見方をするのである。もとより保護サーヴィスは準公共財というか私的財と公共財の双方の要素をもっており、社会契約論は後者の、ノージックは前者の側面をそれぞれ強調していると考えられるのである。

- (一) 社会契約説については、フットン『国家』第二巻、中央公論、田中美和太郎他訳。一〇六頁—一三七頁。ヒュッロス『主要教説』三二二—三二八『ヒュッロス 教説と手続』岩波文庫、出隆他訳所収。八三頁—八五頁。同じヒュッロスについては G. H. Sabine and Thomas L. Thorson, *A History of Political Theory*, Fourth edition, Dryden Press, pp. 132—135. 簡明な説明がある。Thomas Hobbes, *Leviathan or the matter, forme and power of a Commonwealth ecclesiasticall and civil*, ed. by Michael Oakeshott, Basil Blackwell, Oxford, ch. 13, pp. 80—84, ch. 14, pp. 84—93, ch. 17, pp. 109—113.
- (二) 囚人のディレンマの説明については W. G. Runciman and Amartya K. Sen, "Games, Justice and The General Will," *Mind*, Oct 1965, pp. 554—562. があり、これは一般経済学(モノ)を表現したものであり、示唆的である。ホッブスの主張で囚人のディレンマを適用したものは、Laurence S. Moss, "Some Public Choice aspects of Hobbes political Thought," *History of Political Economy* 9 : 2 (1977), pp. 256—272 がある。特に p. 261 の脚注 15 を参照。公共財と集団行動の関係については Mancur Olson Jr., *The Logic of Collective Action*, Cambridge, Harvard University Press, revised edition 1971, pp. 44—52. をよむ。拙稿「競争的民主主義をなする機能不全の構造」(法学研究五四巻大号)の第三節参照。集団行動と囚人のディレンマの関係については Russell Hardin, "Collective Action as An Agreeable n—Prisoners Dilemma," *Behavioral Science*, Vol. 16, 1971, pp. 472—481. 囚人のディレンマについては Robyn Dawes, "Formal Models of Dilemmas in Social Decision-Making," in *Human Judgement and Decision Processes*, ed. by Kaplan & Schwartz 1975, pp. 87—107 が明快である。
- (三) 保護サーヴィスを公共財とみる見方は、John M. Orbell and Brent M. Rutherford, "Coercion and Compliance," *Law and Society Review*, Vol. 4 May 1970, pp. 505—519. 最近では John M. Orbell and Brent M. Rutherford, "Social Peace as a Collective Good or How well does 'well does Leviathan……?' undermine 'Can Leviathan……?'?" *British Journal of Political Science* Oct, 1973, pp. 501—510. を参照。

第四節

ノージックの議論は正しいか。われわれは彼の第一命題の是非は別の機会に論ずることとし、もつぱら第二命題を検討しようとする。

まず問題は数多くの保護サーヴィス企業から独占的保護サーヴィス企業が成立するプロセスについてである。そのプロセスのひとつは企業間の顧客獲得をめぐる競争の結果最終的に単独の企業が成立するというものであつて、この点については議論は明確である。もうひとつのプロセスは、競争の結果互角の力を有する複数の企業が生き残つた場合、無益な競争をさけるために、これら企業が第三者に調停を依頼し、その裁定を受け容れる、その結果としてこの第三者が事実上独占企業と同じになるというものである。この種のプロセスは「見えざる手」ではなく、むしろ社会契約論的に説明されるというべきであろう。つまり個人が自利を追求するというのではなく個人々の属する企業の代表者同志がグローバルな観点から契約によつて第三のエージェントにその顧客の生命、自由、財産の保全を委ねるといふものであつて、これをなすのは囚人のデレンマから脱却するためにはほかならない。ただ社会契約説では主体が個人であるのに対し、この説明では企業あるいはその代理が主体である点が異なつていだけである。もしノージックが見えざる手の説明を唱導するならば、その対照的な説明方法に一部依拠することは一貫性を欠くものである。かくして数多くの企業の存在する段階から独占企業が生ずるプロセスは、見えざる手の説明をとるかぎり、競争による淘汰しかありえないのである。

第二の問題点は超最小国家から最小国家の移行にかかわるものである。先述したように超最小国家は武力行使の独占者である。それは独立人の生命、自由、財産を自らの手で守るための、あるいはそれらが侵害されたらその報復をはかるための、私的武力行使が(超最小国家の側から禁止の措置がとられるならば)、いつでも不可能となることを意味する。これはジョン・ロックのいう自然権の一部が侵害されていることであるから、その点での補償がなされてしかるべきである。これを超最小国家なるものがなす⁽¹⁾。つまり顧客に対するのと同様の保護サーヴィスを独立人に只で提供するというのである⁽²⁾。もとよりその折の保護サーヴィスは顧客になつてゐる者が自主的に負担する⁽³⁾というのである。

しかし、かりにそうだとすると既に顧客となつてゐる者はフリー・ライダーにならうとするのではあるまいか。顧客は自

らも独立人にならうとするならば只で保護サーヴィスが得られる。他方顧客でありつづけようとするれば、自分自身のためはもとより独立人のためにも保護サーヴィスの負担をしなくてはならない。もちろん独立人が超最小国家に吸収されることは顧客にとつて利益であるとともに社会全体にとつても利益になるが、その共通の利益達成のためのインセンティブが顧客に欠けていることは明白である。状況は顧客にとつてまさに囚人のディレンマの状況になるのである。もし事態を放置すれば顧客は転じて独立人となるのであつて、事態はアナーキーへと逆行するのである。とすれば国家を成立せしめるには、このフリー・ライダーの発生を防止するための強制力の存在が必要になるのではあるまいか。ここに強制力とは、いつたん顧客になつた者があらためて独立人たろうとすることを禁ずるのみならず、独立人も有無をいわずその顧客たらしめること、つまり強制加入を意味する。最小国家が成立するときには力を独占的に行使するときそれは自然権を保護する場合に限定されるとノージックは主張するが、実はそれ以上に強制加入という契機を必要とするのである。

ではノージックの主張を救う途はないのか。もしフリー・ライダー発生をもたらず補償がなければどうか。一步を進めて、補償の原因たる、保護サーヴィスの購入ができない低所得の独立人が存在しなかつたらどうか。このときには独占企業即超最小国家即最小国家となる。この限りにおいてノージックの主張は成立するのである。ただこの場合は前提がきつすぎるといふ欠点をもつ。

- (1) 超最小国家にはその種のインセンティブはないとも考えられる。Sampson, op. cit., p. 96. しかしここではあくまで「見えざる手」の説明で一貫すべきであるから、本文のように顧客にとつてその負担をしてもなおそれを上回る利益があるから、彼等の自主的な貢献によつて補償がなされると解した方がよい。ここに顧客の利益とは独立人の private enforcement of justice の禁止から得られる利益をさう。Nozick, op. cit., p. 25 David Wood, "Nozick's Justification of The Minimal State," Ethics, April, 1978, p. 261.
- (2) 保護サーヴィスを独立人に対し只で提供するのは引換えに、事前に独立人の private enforcement of justice を禁止するのである。この代替案として次のようなことがある。独立人は保護をせず、顧客の側からの権利の侵害にさらされる。この侵害の後にその補償を行なうというものである。ノージックは前者の方がより安くつく方法であるとしている。Nozick, op. cit., pp. 110-111. なおこの補償が只の保護サーヴィスに止まらず、只の教育サ

ーヴィスや只の医療サーヴィスまで含むべきだと考えられないであろうか。もしあるとすれば、それはノージックの言葉では所得や富の、顧客から独立人への再分配であつて、それは拡大国家そのものを正当化することになる。David Wood, op. cit., pp. 261—262. 参照。しかしノージックの補償の定義からすれば、ウッドの主張は正しくはない。ノージックの補償の定義については Nozick, op. cit., pp. 78—82 を参照のこと。

(3) 顧客の負担において只で保護サーヴィスを独立人に提供するのは所得の再分配のようにみえる。そうだとすると他者の意思によつて不本意にも自らの所得が他人に附与されるのであるから、これは自然権の侵害になる。しかしこの措置はあくまで補償であるから、いわゆる所得再分配ではない。よつて自然権を侵害するものではない。この点については Nozick, op. cit., p. 114 参照。

結 論

われわれはノージックの主張——それを額面どおりに受取つたとしてであるが——の特徴を社会契約説のそれと対比して把握しようとした。それによれば前者においては市場機構という見えざる手によつて社会全体にわたる個々人の生命、自由、財産の保全の状況に到達できる。この状況はパレート最適であり、そこへの到達は各主体の盲目的な自利追求の行動を前提しても、それらを調整する市場機構によつて可能になる。他方後者においては、同じ自利追求の行動を前提するならば、万人の万人に対する潜在的闘争の状態から脱却することはできない。つまり事態は囚人のディレンマの状況に陥つているのである。このため各人の生命、自由、財産の保全というパレート最適の状況に到るには、社会全体にわたる人為的な方策——契約によつて国家という仕組を設計するという——によらねばならない。つまり「見えざる手」ならぬ「見える手」による調整がなされなくてはならないことになる。この両者の差異が生ずる原因は生命、自由、財産の保全のための保護サーヴィスを、前者は私的財とみ、後者は公共財とみている点にある。実際のところ保護サーヴィスはこの双方の側面をあわせもつものであり、前者は私的財の側面を、後者は公共財の側面をそれぞれ強調しているのである。

さて以上のことを念頭においてノージックの主張を細かくみてみると、理路の一部の欠落とふたつの首尾一貫性を欠く点があることがわかる。前者は、独占的保護企業が超最小国家へと転化する仕組についての説明が皆無であるということであ

る。われわれは彼のロジックを用いれば、かくなるであろうというひとつのモデルを提示してノージックの理論の補修をかけた。後者の第一点は独占的保護企業が生じてくるプロセスにはふたつのケースがあつて、そのひとつが適当な説明ではないということである。第一のケースは競争によつて単一の企業が生き残るといふことであり、これは問題はない。第二のケースは競争によつて複数の武力が互角の企業が生き残ることである。その結果企業間での契約によつて第三者を立て、それに権能を委ね、またその裁定を受け容れるといふものである。これは社会契約説的説明であり、その対照的な「見えざる手」の説明とは相容れないものである。後者の第二点は、このようにして生ずる超最小国家が転じて最小国家になるときのメカニズムについてである。所得が低位であるために保護サーヴィスを購入できず、そのために止むを得ず独立人である人々に対し、その *private enforcement of justice* の禁止をもとめ、その補償として保護サーヴィスを只で提供するというのである。これは既に顧客になつている者がその負担に応ずることが自己の利益になると考えて自発的に提供するというものである。しかしながらむしろ顧客は自利の追求を至上とするかぎり独立人たらんとする。つまりフリー・ライダーたらんとするのではないか。状況はまさに凶人のディレンマのそれであり、事態は放置すればアナキーの方向へと逆行するはずである。これが第二の批判点である。その意味することは、最小国家を形成するには人々の合意による強制加入という契機が必要になること、したがつてこの段階でも社会契約説的説明をせざるを得ない、ということである。以上の批判を要約すれば、ノージックの前提を認めるかぎり、国家の生成を市場のメカニズムで一貫して説明できず、どうしても非市場的メカニズムの導入をしなくてはならないということである。

以上の議論が正しいとすれば、最小国家は個人の自然権を侵害しないが故に望ましいというノージックの結論は正しくなくなる。むしろ最小国家は国家である以上本来的に個人の自然権を侵害するものであり、ただその程度を最小にしているが故に望ましいというべきであらう。

ではノージックの議論が成立する可能性は皆無であろうか。彼の立てた前提を一部撤去すればそれは可能である。まず第一は各保護企業の競争の結果、単一の企業のみが生き残るケースのみを考えること。第二は、独占的保護企業の下では低所得のため独立人に止まる人々が皆無であることを仮定することである。そうすれば補償の場面で生ずるフリー・ライダーの問題を避けて通ることができるとは。かくて彼の理論は命脈を保つことはできるが、その適用領域はすこぶる限定されたものとなる。

最後にいささか超越的批判になるが、ノージックの所論が市場のメカニズムを前提している点に問題がある。そもそも市場のメカニズムを機能せしめる前提として法と秩序の存在を考えるべきであつて、それを確保するための仕組が国家ではないであろうか。ノージックは議論の前後をとりちがえているのではあるまいか。

追記 本稿の作成の段階で根岸毅、霜野寿亮、小林節の各氏、および小生のゼミナリステン諸君から貴重なコメントを受けた。記して謝意を表す次第である。しかし本稿の誤謬はすべて筆者の責任である。以上。

昭和五十六年十一月五日記。